



まちづくり通信

第16号

平成27年3月

発行：葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当

日ごろより、区政にご協力とご理解をいただき、ありがとうございます。

四つ木一・二丁目地区は平成25年4月に、東四つ木三・四丁目地区は平成25年12月に、東京都「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区にそれぞれ指定され、皆様が行う震災に備えた不燃化への支援が増えました。

今後とも皆様のご理解とご協力をお願いします。

■ 不燃化特区内における建替えや除却（更地化）への支援 ■

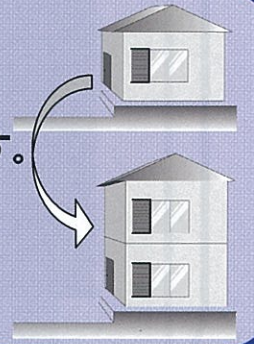
住宅を建替える場合

○新築建物の

固定資産税・都市計画税が5年間最大100%^{*}減免^{*}されます。

○建替え工事に、最大200万円までの^{**}助成^{**}制度があります。

※税の減免と工事の助成にはそれぞれ必要条件があります。



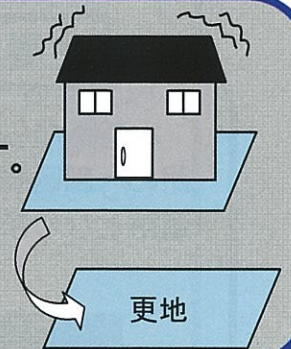
除却（更地化）する場合

○土地（更地）の

固定資産税・都市計画税が最長5年間80%^{*}減免^{*}されます。

○解体工事に、最大50万円までの^{**}助成^{**}制度があります。

※税の減免と工事の助成にはそれぞれ必要条件があります。



減免**

を受けるための手続きが必要です。詳しくは葛飾都税事務所(代表電話 03-3697-7511) 固定資産税係にお問い合わせください。

助成**

を受けるには、事前申請等が必要です。詳しくは葛飾区建築課(直通電話 03-5654-8552) 指導・耐震促進係にお問い合わせください。(HP:「葛飾区 耐震助成」で検索)

<問い合わせ先>

葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当係
葛飾区役所3階 窓口番号303番 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
担当：飛島・鈴木・藤岡 Tel 5654-8599 Fax 3697-1660

■ 密集事業の進捗について ■

区では、密集事業により主要生活道路を幅員6mに拡幅する整備を実施しています。沿道の地権者の皆様のご協力により、用地取得を進め、順次、道路整備工事を実施しています。

四つ木一・二丁目地区では主要生活道路の一部拡幅整備工事、東四つ木三・四丁目地区ではポケットパーク及び主要生活道路整備工事を実施しました。工事中はご不便をおかけすることありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 整備工事実施箇所 ◆

主要生活道路整備工事

四つ木バス通りとの交差部分について、用地取得にご協力いただいた部分を活用して一部拡幅整備を行いました。



主要生活道路（四つ木一丁目）

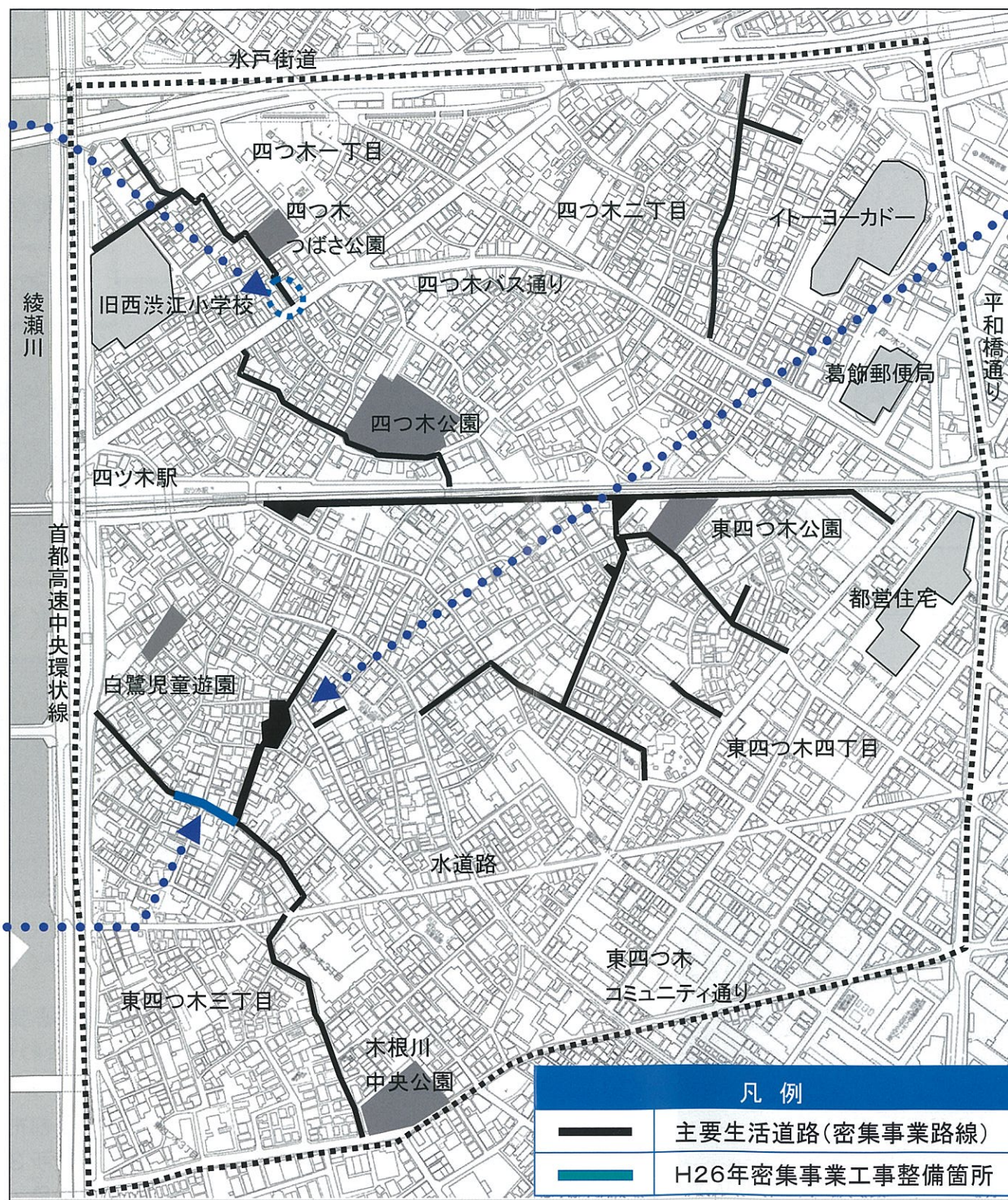
主要生活道路整備工事

水道路から堤防道路につながる主要生活道路の一部区間を道路拡幅整備し、幅員6mの道路となりました。



主要生活道路（東四つ木三丁目）

< 密集事業の整備を進めています！ >



ポケットパーク 及び 主要生活道路整備工事

渋江商店街から南へ延びる主要生活道路及びポケットパークが完成しました。クランク道路が幅員6mの見通しの良い道路となりました。



主要生活道路（東四つ木三丁目）

拡幅道路の西側は約120㎡、東側は約180㎡のポケットパークを整備しました。サークルベンチや街路灯などを設置しています。



ポケットパーク

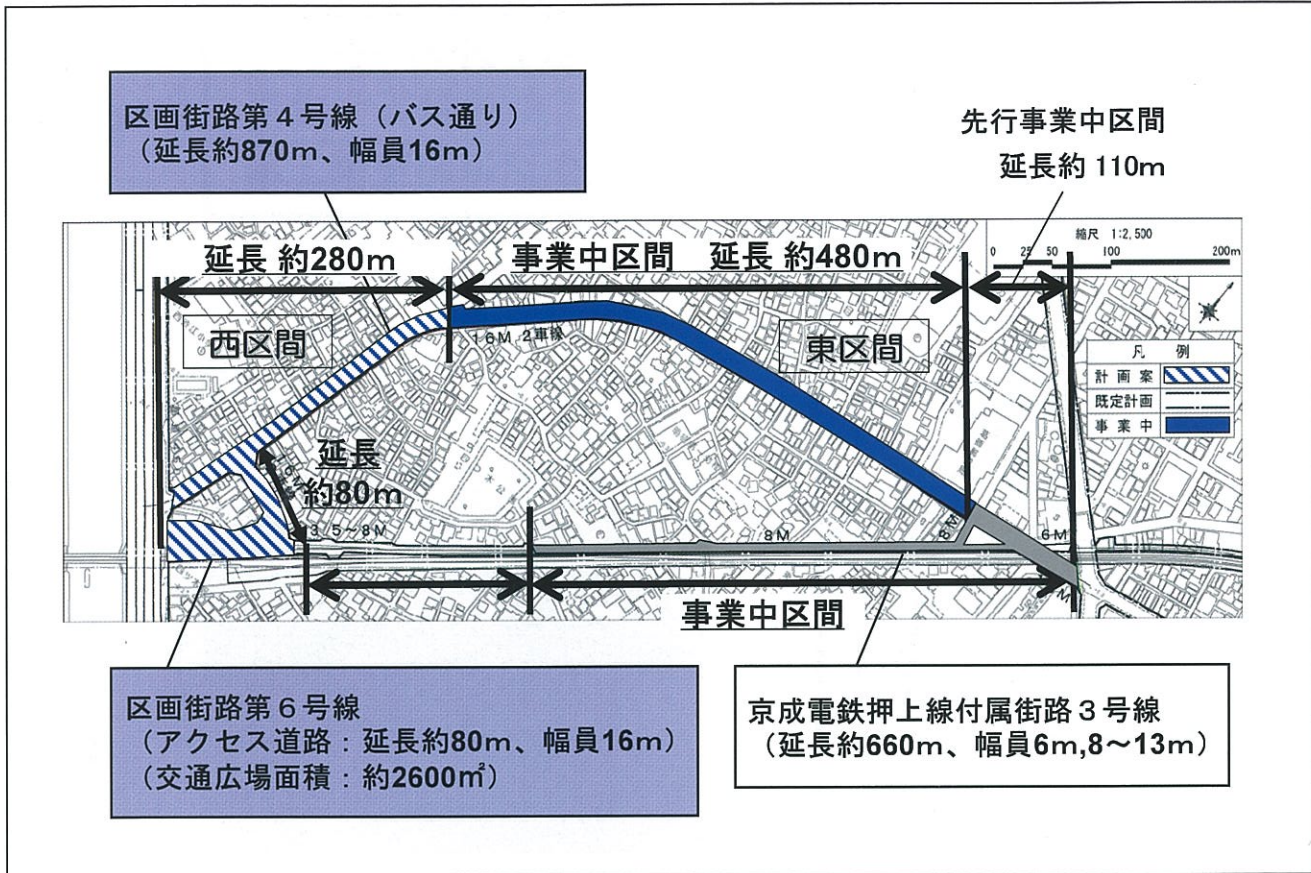
■ ■ ■ 四つ木バス通り及び四ツ木駅周辺の道路計画について ■ ■ ■

(1) 区画街路第4号線(四つ木バス通り)

平和橋通りから首都高速道路下の都道までを結ぶ幅員16m延長約870mの道路を東区間、西区間に分け事業を進めています。

(2) 区画街路第6号線及び交通広場

幅員16m、延長約80mのアクセス道路と面積約2,600㎡の交通広場の整備を予定しています。



◆ 四つ木バス通り東区間の事業進捗について ◆

- 都市計画道路区画街路第4号線(東区間)の用地取得の進捗状況は、平成26年12月までに総件数112件のうち61件買収が済んでいます。買収率は件数で約50%です。
- 都市計画道路区画街路第4号線(西区間)の事業認可は、東区間の用地取得が更に進む必要があり、整備等の展望をふまえると、もう少し時間が必要な状況です。

今後も早期の事業認可取得を目指して用地取得を進めていきます。



四つ木1-3-1街区の用地買収状況